

別添3

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に
関する協定に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名（当該高速道路について2以上の会社が高速道路の管理を行う場合にあっては、路線名及び会社が高速道路の管理を行う部分）は、以下のとおりとする。

- （1）高速自動車国道中央自動車道西宮線（東近江市から西宮市まで（八日市インターチェンジを含まない。））
- （2）高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
- （3）高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀市から神戸市まで（（仮称）甲賀土山インターチェンジを含む。））
- （4）高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
- （5）高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（三木市から小浜市まで（（仮称）小浜インターチェンジを含む。））
- （6）高速自動車国道中国縦貫自動車道
- （7）高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- （8）高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線
- （9）高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線
- （10）高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線

- (11) 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
- (12) 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線
- (13) 高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線
- (14) 高速自動車国道四国縦貫自動車道
- (15) 高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線
- (16) 高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線
- (17) 高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線
- (18) 高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線
- (19) 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線
- (20) 高速自動車国道東九州自動車道
- (21) 高速自動車国道関西国際空港線
- (22) 高速自動車国道関門自動車道
- (23) 高速自動車国道沖縄自動車道
- (24) 一般国道1号(京滋バイパス)
- (25) 一般国道1号(第二京阪道路)
- (26) 一般国道2号(第二神明道路)
- (27) 一般国道2号(広島岩国道路)
- (28) 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))
- (29) 一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))
- (30) 一般国道9号(安来道路)
- (31) 一般国道9号(江津道路)
- (32) 一般国道10号(椎田道路)
- (33) 一般国道10号(宇佐別府道路)
- (34) 一般国道10号(日出バイパス)
- (35) 一般国道10号(延岡南道路)
- (36) 一般国道10号(隼人道路)
- (37) 一般国道11号(高松東道路)
- (38) 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))
- (39) 一般国道34号(長崎バイパス)
- (40) 一般国道42号(湯浅御坊道路)
- (41) 一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))
- (42) 一般国道478号(京滋バイパス)
- (43) 一般国道478号(京都縦貫自動車道)
- (44) 一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
- (45) 一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))

(工事の内容)

- 第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙1 - 1から別紙1 - 82までのとおりとする。
- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容は、別紙2のとおりとする。
- 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第13条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。
- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

- 第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1 - 1から別紙1 - 82までのとおりとする。
- 2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

- 第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

- 第7条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第8条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙5の額とする。

- 2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。
- 3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。
- 4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。
- 5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。
- 6 会社は、前項の規定による延長期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第9条 毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」という。)が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

- 一 別紙6の金額(以下「計画収入」という。)に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」という。)を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額
 - 二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」という。)を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額
- 2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。
 - 3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。
 - 4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

(道路資産の貸付期間)

第10条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に
帰属した日から平成62年8月15日までとする。

(料金の額及びその徴収期間)

第11条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴
収期間は、別紙7のとおりとする。

(維持、修繕その他の管理)

第12条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、
修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければなら
ない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報
告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第13条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事(修
繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同
じ。)に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に
掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関
する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるもの
であることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しな
ければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社か
ら引き受けることとなるものの限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社か
ら引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあつては、別
紙1-1から別紙1-82に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、第4条第3項
の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

（道路資産の機構への帰属）

第14条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）

第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

（債務の引受け）

第15条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

（協定の変更）

第16条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社

代表取締役会長 石 田 孝

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	120	28.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル、3.75メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.125×2	6.25	3.125	1.25	4.375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ(仮称)
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ(仮称)
県道大津能登川長浜線	滋賀県草津市 野路町	立体接続	草津田上インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

283,009 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

133,619 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 129,951 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。当該区間の扱いについては、次回以降の国幹会議に報告する。

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	120	25.1	

別 紙 1

(ハ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(二) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

327, 276 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。

②工事の完成予定年月日

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

394, 900 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 376, 014 百万円)(消費税込み)

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとしているが、当該区間を着工した場合における45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の工事に要する費用に係る債務引受限度額を算出したものである。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	120	3.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション(仮称)
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

106, 786 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

113, 930 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108, 511 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。当該区間の扱いについては、次回以降の国幹会議に報告する。

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	120	10.7	

別 紙 1

(ハ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(二) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡ジャンクション(仮称)
府道八幡インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

354, 683 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。

②工事の完成予定年月日

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

419,708 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 399,130 百万円)(消費税込み)

※当該区間については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとしているが、当該区間を着工した場合における45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の工事に要する費用に係る債務引受限度額を算出したものである。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(ロ) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	100	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 成合南の町	立体接続	高槻第二ジャンクション(仮称)
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻インターチェンジ(仮称)
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木北インターチェンジ(仮称)
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

391,328 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

512, 856 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 488, 191 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市北区 八多町 まで	100	22.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市北区 八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ(仮称)
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市北区 八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区 八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

383, 301 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

513, 323 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 489, 158 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵 から
和歌山県田辺市稲成町 まで

(ロ) 延長 5.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
和歌山県日高郡 みなべ町徳蔵 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	5.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県日高郡 みなべ町徳蔵 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道424号	和歌山県日高郡 みなべ町徳蔵	立体接続	みなべインターチェンジ
一般国道42号 (田辺西バイパス)	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	田辺インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

31,430 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 171 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 758 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市岡津 から
福井県小浜市府中 まで

(ロ) 延長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	80	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小浜上中線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

54, 549 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 833 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46, 900 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	80	11.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

59,758 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73,341 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69,896 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線

(島根県松江市宍道町伊志見から島根県簸川郡斐川町大字三絡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 島根県松江市宍道町伊志見 から
島根県簸川郡斐川町大字三絡 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県松江市 宍道町伊志見 から 島根県簸川郡 斐川町大字三絡 まで	100	4.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
島根県松江市 宍道町伊志見 から 島根県簸川郡 斐川町大字三絡 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.25×2	2.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50×2	3.00	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)

- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中国横断自動車道 尾道松江線	島根県松江市 宍道町伊志見	立体接続	宍道ジャンクション
県道斐川上島線	島根県簸川郡 斐川町大字三絡	平面接続	斐川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

18,620 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 28日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 18年 | 12月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,698百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16,497百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線

(島根県簸川郡斐川町大字三絡から島根県出雲市知井宮町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 島根県簸川郡斐川町大字三絡 から
島根県出雲市知井宮町 まで

(ロ) 延 長 13.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県簸川郡 斐川町大字三絡 から 島根県出雲市 知井宮町 まで	100	13.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
島根県簸川郡 斐川町大字三絡 から 島根県出雲市 知井宮町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.25×2	2.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道斐川上島線	島根県簸川郡 斐川町三絡	立体接続	斐川インターチェンジ(仮称)
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	出雲インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

46,926 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 28 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42,583 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40,977 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延長 4.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
徳島県徳島市北沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	100	4.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
徳島県徳島市北沖洲 から 徳島県徳島市川内町富久 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南中村線	徳島県 徳島市北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県 徳島市北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

59,883 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74,936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 71,341 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
徳島県徳島市川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市大津町大代 まで	100	10.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市大津町大代 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県 徳島市川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県 徳島市川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

107,138 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11年 1月 8日

②工事の完成予定年月日 平成 27年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

136,566 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 131,013 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県京都郡苅田町大字雨窪 から
福岡県行橋市大字下検地 まで

(ロ) 延長 8.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪 から 福岡県行橋市 大字下検地 まで	100	8.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県京都郡 苅田町大字雨窪 から 福岡県行橋市 大字下検地 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 新北九州空港線	福岡県京都郡 苅田町大字雨窪	立体接続	苅田北九州空港インターチェンジ
一般国道201号	福岡県行橋市大字吉国	平面接続	行橋インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

41,968 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,580 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,709 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県行橋市大字下検地 から
福岡県京都郡みやこ町下原 まで

(ロ) 延長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	100	7.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県行橋市大字吉国	立体接続	行橋インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	豊津インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

46,709 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

58,448 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 55,796 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市大字山本 まで	100	28.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市大字山本 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(椎田道路)	福岡県築上郡築上町 大字上ノ河内	平面接続	椎田南インターチェンジ(仮称) 本線
県道 犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久呂土	立体接続	豊前インターチェンジ(仮称)
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津三光インターチェンジ(仮称)
一般国道10号(宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	宇佐インターチェンジ 本線

(4) 工事予算

102,954 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 18年 4月 1日
- ②工事の完成予定年月日 平成 29年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 563 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 117, 760 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大分県津久見市大字下青江 から
大分県佐伯市大字上岡 まで

(ロ) 延長 13.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大分県津久見市 大字下青江 から 大分県佐伯市 大字上岡 まで	100	13.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大分県津久見市 大字下青江 から 大分県佐伯市 大字上岡 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	1.25×2	2.50	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 津久見インター線	大分県津久見市 大字上青江	立体接続	津久見インターチェンジ
県道 佐伯津久見線	大分県佐伯市大字上岡	平面接続	佐伯インターチェンジ(仮称)
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

70,923 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 20年 | 9月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

59,801 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 57,819 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県東臼杵郡門川町大字加草から宮崎県日向市大字財光寺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草 から
宮崎県日向市大字財光寺 まで

(ロ) 延長 13.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
宮崎県東臼杵郡 門川町大字加草 から 宮崎県日向市 大字財光寺 まで	100	13.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
宮崎県東臼杵郡 門川町大字加草 から 宮崎県日向市 大字財光寺 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡南道路)	宮崎県東臼杵郡 門川町大字加草	平面接続	本線
一般国道10号	宮崎県東臼杵郡 門川町大字加草	立体接続	門川インターチェンジ(仮称)
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	平面接続	日向インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

49,091 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 23年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52,416 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50,461 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県日向市大字財光寺 から
宮崎県児湯郡都農町大字川北 まで

(ロ) 延長 20.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
宮崎県日向市 大字財光寺 から	100	20.0	
宮崎県児湯郡 都農町大字川北 まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
宮崎県日向市 大字財光寺 から 宮崎県児湯郡 都農町大字川北 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道327号	宮崎県日向市 大字財光寺	立体接続	日向インターチェンジ(仮称)
県道 都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	立体接続	都農インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

78,544 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

92,582 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88,245 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡都農町大字川北 から
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 まで

(ロ) 延 長 12.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北 から	100	12.9	
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
宮崎県児湯郡 都農町大字川北 から 宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 都農インター線	宮崎県児湯郡 都農町大字川北	平面接続	都農インターチェンジ(仮称)
県道 高鍋インター線	宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	立体接続	高鍋インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

30,689 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 25年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,969 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,007 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都市大字岡富まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 から
宮崎県西都市大字岡富 まで

(ロ) 延 長 12.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 から 宮崎県西都市 大字岡富 まで	100	12.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江 から 宮崎県西都市 大字岡富 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 高鍋インター線	宮崎県児湯郡 高鍋町大字上江	平面接続	高鍋インターチェンジ(仮称)
県道 西都インター線	宮崎県西都市大字岡富	立体接続	西都インターチェンジ

(4) 工事予算

33,124 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 23年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23,047 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22,241 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(栗東東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県栗東市六地藏

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (栗東水口道路)	滋賀県栗東市 六地藏	立体接続	栗東東ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 200 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 547 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 485 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線

(滋賀県大津市一里山六丁目から滋賀県大津市大江八丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市一里山六丁目 から
滋賀県大津市大江八丁目 まで

(ロ) 延 長 1.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
滋賀県大津市 一里山六丁目 から 滋賀県大津市 大江八丁目 まで	120	1.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル、 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
滋賀県大津市 一里山六丁目 から 滋賀県大津市 大江八丁目 まで	8 車線	8 車線	8車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

2,314 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,882 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,830 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

9, 858 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 148 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 617 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田田中殿町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速道路2号線	京都府京都市伏見区 竹田田中殿町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 315 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 258 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(大山崎JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道171号	京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺	立体接続	大山崎ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

12,785 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 8 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,004 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15,384 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(大和郡山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	大和郡山ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

24, 993 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 18日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 010 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 011 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(八尾PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府八尾市北久宝寺三丁目

別 紙 1

(3) 工事予算

4, 127 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	16年	6月	29日
②工事の完成予定年月日	平成	24年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 985 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 760 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(門真JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府門真市大字葎島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 大字葎島	立体接続	門真ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

64, 714 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	9年	9月	17日
②工事の完成予定年月日	平成	22年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52, 778 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50, 695 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(守口JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

大阪府守口市大日町四丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
府道高速大阪守口線	大阪府守口市 大日町四丁目	立体接続	守口ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

14, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 718 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15, 927 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	80	1.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,143 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 080 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 910 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(甲南IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県甲賀市甲南町新治

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,500 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	16年	6月	29日
②工事の完成予定年月日	平成	22年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,486 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,455 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(大阪府堺市深井畑山町から大阪府岸和田市積川町まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

大阪府堺市深井畑山町 から
大阪府岸和田市積川町 まで

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
堺泉北有料道路	大阪府堺市 小阪	立体接続	堺ジャンクション
府道堺かつらぎ線	大阪府堺市 小代	立体接続	堺インターチェンジ
府道岸和田牛滝山貝塚線	大阪府和泉市 唐国町	立体接続	岸和田和泉インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

953 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 3年 | 10月 | 31日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 18年 | 7月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 103 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 062 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

7,805 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,484 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,039 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	9.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号、県道吉備金屋線 及び町道徳田水尻線	和歌山県有田郡有田川町 天満	立体接続	吉備インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡有田川町 天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

57,801 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

66, 741 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 64, 104 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	9.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4車線	4車線	4車線化に伴う I期線改修

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号、県道吉備金屋線 及び町道徳田水尻線	和歌山県有田郡有田川町 天満	立体接続	吉備インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡有田川町 天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

7,709 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,413 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,002 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(田辺IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県田辺市稲成町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号 (田辺西バイパス)	和歌山県田辺市 稲成町	立体接続	田辺インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県田辺市 稲成町	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,022 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 975 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
和歌山県田辺市 中芳養 から 和歌山県田辺市 芳養町 まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日
②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 026 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 978 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

600 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

783 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

752 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	80	10.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

6,695 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,387 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,007 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	80	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

11,181 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,959 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,536 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(小浜IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

福井県小浜市府中

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小浜上中線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 500 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 270 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 120 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(佐用JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

兵庫県佐用郡佐用町口金近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県佐用郡 佐用町口金近	立体接続	佐用ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

13,707 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,796 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,400 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(三次JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県三次市四拾貫町字白鳥

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県三次市四拾貫町	立体接続	三次ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,444 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,280 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(美東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県美祢郡美東町小野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道490号	山口県美祢郡 美東町小野	立体接続	美東ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,137 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,083 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(小郡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市小郡上郷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道山口宇部線	山口県山口市小郡上郷	立体接続	小郡ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

992 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 945 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県赤磐郡瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県赤磐郡瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,231 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,180 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(尾道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県尾道市美ノ郷町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中国横断自動車道 尾道松江線	広島県尾道市 美ノ郷町	立体接続	尾道ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

14, 286 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 027 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(東広島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市高屋町溝口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道375号	広島県東広島市 高屋町溝口	立体接続	東広島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3,736 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,686 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,678 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(広島東IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市東区福田三丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道広島中島線 及び 県道広島東インター線	広島県広島市 東区福田三丁目	立体接続	広島東インターチェンジ

(4) 工事予算

441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 18 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

777 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 756 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市佐伯区 五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 101 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 055 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(山口JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

山口県山口市黒川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中国縦貫自動車道	山口県山口市 黒川	立体接続	山口ジャンクション

(4) 工事予算

6, 107 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 791 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 655 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県加賀郡吉備中央町岨谷から岡山県加賀郡吉備中央町西まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県加賀郡吉備中央町岨谷 から
岡山県加賀郡吉備中央町西 まで

(ロ) 延 長 4.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡 吉備中央町岨谷 から 岡山県加賀郡 吉備中央町西 まで	80	4.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岡山県加賀郡 吉備中央町岨谷 から 岡山県加賀郡 吉備中央町西 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

7,912 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 23年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,434百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,215百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市中原から岡山県真庭市櫛西まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県真庭市中原 から
岡山県真庭市樫西 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岡山県真庭市 中原 から 岡山県真庭市 樫西 まで	80	3.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岡山県真庭市 中原 から 岡山県真庭市 椹西 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	-	-	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

11,213 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 24年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,449 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,085 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(三刀屋木次IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市三刀屋町三刀屋

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道三刀屋インター線	島根県雲南市 三刀屋町下熊谷	立体接続	三刀屋木次インターチェンジ
中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市 三刀屋町三刀屋	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1,400 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,781 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,702 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(加茂岩倉PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町

(3) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,194 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,142 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(宍道IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県松江市宍道町佐々布

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道宍道インター線	島根県松江市 宍道町佐々布	立体接続	宍道インターチェンジ

(4) 工事予算

340 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 18 年 10 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

502 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 500 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道（松山IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県松山市井門町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道33号	愛媛県松山市井門町	立体接続	松山インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,320 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,575 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,506 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線(三豊鳥坂IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の箇所

香川県三豊市三野町

別 紙 1

(3) 工事予算

12 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

60 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 59 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南中村線

(愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛媛県四国中央市新宮町馬立 から
高知県長岡郡大豊町川口 まで

(ロ) 延 長 13.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県四国中央市 新宮町馬立 から 高知県長岡郡 大豊町川口 まで	80	13.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
愛媛県四国中央市 新宮町馬立 から 高知県長岡郡 大豊町川口 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

48,011 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,432 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,379 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南中村線

(高知県南国市岡豊町蒲原から高知県高知市一宮)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 高知県南国市岡豊町蒲原 から
高知県高知市一宮 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
高知県南国市岡豊町蒲原 から 高知県高知市一宮 まで	80	2.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
高知県南国市岡豊町蒲原 から 高知県高知市一宮 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道55号	高知県高知市一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

270 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 1 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

381 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 367 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線(高知県須崎市吾井郷)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の箇所

高知県須崎市吾井郷

(3) 工事予算

962 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,279 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,258 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 内海大洲線(西予宇和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 内海大洲線

(2) 工事の箇所

愛媛県西予市宇和町稲生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
四国横断自動車道 内海大洲線	愛媛西予市宇和町稲生	平面接続	本線(新直轄)
県道宇和野村線	愛媛西予市宇和町稲生	立体接続	西予宇和インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

200 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

647 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 639 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道 鹿児島線(筑豊IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 直方鞍手線	福岡県鞍手郡 鞍手町大字中山	立体接続	筑豊インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,301 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,847 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,817 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道 鹿児島線(瀬高IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県山門郡瀬高町大字本吉

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 本吉小川線	福岡県山門郡 瀬高町大字本吉	立体接続	瀬高インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,800 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,161 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,124 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道 鹿児島線(嘉島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県上益城郡嘉島町大字井寺

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
九州横断自動車道 延岡線	熊本県上益城郡 嘉島町大字井寺	立体接続	嘉島ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

7,232 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,940 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,537 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道 宮崎線(清武JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道 宮崎線

(2) 工事の箇所

宮崎県宮崎郡清武町大字今泉

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東九州自動車道	宮崎県宮崎郡 清武町大字今泉	立体接続	清武ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

6,055 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,777 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,438 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道 長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

582 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 48 年 9 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

834 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 804 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道 長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

755 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 2 年 5 月 15 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,095 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,055 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道 長崎大分線(大分光吉IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字光吉

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 下世利寒田線	大分県大分市大字光吉	立体接続	大分光吉インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,394 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,636 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,627 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県北九州市小倉南区大字堀越から福岡県京都郡苅田町大字雨窪まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

福岡県北九州市小倉南区大字堀越 から
福岡県京都郡苅田町大字雨窪 まで

(3) 工事予算

782 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,071 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,069 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市大字上岡

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 佐伯津久見線	大分県佐伯市大字上岡	立体接続	佐伯インターチェンジ(仮称)
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,105 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,456 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,400 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1,417 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,656 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,582 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(末吉財部IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

鹿児島県曾於市末吉町深川

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	鹿児島県曾於市 末吉町深川	立体接続	末吉財部インターチェンジ
東九州自動車道	鹿児島県曾於市 末吉町深川	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,077 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,465 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,443 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)

(京都府京都市伏見区向島大黒から京都府久世郡久御山町東一口字大島先まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 第二京阪道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市伏見区向島大黒 から
京都府久世郡久御山町東一口字大島先 まで

(ロ) 延 長 0.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)
第2種第2級(道路構造令)

別紙 1

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府京都市伏見区 向島大黒 から 京都府京都市伏見区 向島黒坊 まで	60	0.5	
京都府京都市伏見区 向島黒坊 から 京都府久世郡 久御山町東一口字大島先 まで	80	0.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

設計区間	車線の幅員 (メートル)	摘要
京都府京都市伏見区 向島大黒 から 京都府京都市伏見区 向島黒坊 まで	3.25	
京都府京都市伏見区 向島黒坊 から 京都府久世郡 久御山町東一口字大島先 まで	3.50	

別 紙 1

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市伏見区 向島大黒 から 京都府久世郡 久御山町東一口字大島先 まで	4 車線	—	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

別紙 1

(リ) 中央帯の標準幅員

設計区間	土工部 (メートル)	橋梁部 (メートル)	摘要
京都府京都市伏見区 向島大黒 から 京都府京都市伏見区 向島黒坊 まで	—	2.00	
京都府京都市伏見区 向島黒坊 から 京都府久世郡 久御山町東一口字大島先 まで	—	3.00	

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
京都市道高速道路2号線	京都府京都市伏見区 向島大黒	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

1,686 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 11 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 1 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,069 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,008 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)

(京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蕨島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府門真市 大字葎島 まで	80	19.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京田辺市 松井樺谷 から 大阪府枚方市 長尾台三丁目 まで	6車線	6車線	6車線化
大阪府枚方市 長尾台三丁目 から 大阪府門真市 大字葎島 まで	6車線	6車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- 2.25 メートル (一般)
- 4.50 メートル (特別(切土部))

別紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号	京都府京田辺市 松井	立体接続	京田辺松井インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府枚方市 長尾台三丁目	立体接続	枚方東インターチェンジ
一般国道1号	大阪府枚方市 大字津田	立体接続	枚方南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府交野市 倉治一丁目	立体接続	交野北インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府枚方市 茄子作南町	立体接続	交野南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府寝屋川市 大字寝屋	立体接続	寝屋川北インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府寝屋川市 讃良西町	立体接続	寝屋川南インターチェンジ(仮称)
一般国道1号	大阪府門真市 大字三ツ島	立体接続	門真インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市 大字葎島	立体接続	門真ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

249,352 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 大阪府枚方市津田東町三丁目から大阪府枚方市津田まで及び大阪府交野市青山三丁目から大阪府交野市私部西三丁目まで
及び大阪府門真市大字北島から大阪府門真市大字蔭島まで

平成 4年11月25日

ロ 京都府京田辺市松井から京都府京田辺市松井まで

平成13年11月12日

ハ 京都府京田辺市松井から大阪府枚方市長尾台四丁目まで

平成15年 3月 4日

ニ 大阪府枚方市長尾台四丁目から大阪府枚方市津田東町三丁目まで及び大阪府枚方市津田から大阪府交野市青山三丁目まで
及び大阪府交野市私部西三丁目から大阪府門真市大字北島まで

平成22年 2月 1日(予定)

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日

イ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府枚方市長尾台三丁目まで

平成15年 3月31日

ロ 京都府京田辺市松井樺谷から大阪府門真市大字蔭島まで

平成22年 3月31日(予定)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

98, 229 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 95, 417 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

(京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市西京区大枝沓掛町 から
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市西京区 大枝沓掛町 から 京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺 まで	80	9.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市西京区 大枝沓掛町 から 京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道9号	京都府京都市西京区 大枝沓掛町	立体接続	沓掛インターチェンジ
都市計画道路沓掛上羽線	京都府京都市西京区 大枝西長町	立体接続	春日インターチェンジ(仮称)
都市計画道路石見納所線	京都府長岡京市 下海印寺岸ノ下	立体接続	長岡京インターチェンジ(仮称)
一般国道171号	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	立体接続	大山崎インターチェンジ・ジャンクション
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡 大山崎町字円明寺	平面接続	本線

(4) 工事予算

54,469 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府京都市西京区大枝西長町まで
平成 20年10月 1日(予定)

ロ 京都府京都市西京区大枝西長町から京都府京都市西京区大原野石作町まで
平成 24年 4月 1日(予定)

ハ 京都府京都市西京区大原野石作町から京都府長岡京市下海印寺岸ノ下まで
平成 21年 4月 1日(予定)

ニ 京都府長岡京市下海印寺岸ノ下から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 24年 4月 1日(予定)

ホ 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 13年 6月 7日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

イ 京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで
平成 25年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61,351 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 58,513 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))

(長崎県佐世保市矢岳町から長崎県佐世保市干尽町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙 1

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
長崎県佐世保市 矢岳町 から 長崎県佐世保市 干尽町 まで	80	2.9	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
長崎県佐世保市 矢岳町 から 長崎県佐世保市 干尽町 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25 × 2	2.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道497号 (佐々佐世保道路)	長崎県佐世保市 矢岳町	平面接続	
主要地方道佐世保港線	長崎県佐世保市 矢岳町及び同市平瀬町	立体接続	佐世保インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

592 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 12 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

720 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

695 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(第二京阪道路)(田辺PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 第二京阪道路)

(2) 工事の箇所

京都府京田辺市山手中央

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

別 紙 1

(4) 工事予算

14,726 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 3 月 4 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,879 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,319 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)(篠IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 京都府亀岡市篠町篠

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道向谷線 及び市道篠ランプ9号線	京都府亀岡市 篠町篠	立体接続	篠インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

532 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 13 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

661 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

633 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))(佐世保大塔IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の箇所

長崎県佐世保市大塔町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業 施行方式

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道205号	長崎県佐世保市 大塔町	立体接続	佐世保大塔インターチェンジ
一般国道497号 (武雄佐世保道路)	長崎県佐世保市 大塔町	平面接続	佐世保大塔インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,467 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,691 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,613 百万円)(消費税込み)

別紙 2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

別紙2

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、

その支出の時における当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、
の何れかに該当するものに限る。

(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	28,350百万円
H 1 9	27,473百万円
H 2 0	24,376百万円
H 2 1	26,019百万円
H 2 2	25,949百万円
H 2 3	30,420百万円
H 2 4	31,009百万円
H 2 5	33,495百万円
H 2 6	35,631百万円
H 2 7	37,056百万円
H 2 8	38,728百万円
H 2 9	39,195百万円
H 3 0	40,586百万円
H 3 1	40,528百万円
H 3 2	41,703百万円
H 3 3	40,369百万円
H 3 4	41,280百万円
H 3 5	41,984百万円
H 3 6	42,753百万円
H 3 7	43,494百万円
H 3 8	43,852百万円
H 3 9	44,401百万円
H 4 0	44,922百万円
H 4 1	45,662百万円
H 4 2	46,363百万円
H 4 3	46,603百万円
H 4 4	47,265百万円
H 4 5	47,010百万円
H 4 6	47,388百万円
H 4 7	47,661百万円
H 4 8	47,973百万円
H 4 9	48,276百万円
H 5 0	48,307百万円
H 5 1	48,468百万円
H 5 2	48,554百万円
H 5 3	48,584百万円
H 5 4	48,670百万円
H 5 5	48,748百万円
H 5 6	48,542百万円
H 5 7	48,570百万円
H 5 8	48,587百万円
H 5 9	48,578百万円
H 6 0	48,535百万円
H 6 1	48,516百万円
H 6 2	33,190百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	30,307百万円
---------	-----------

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	495,934百万円	68,997百万円	329,633百万円	106,729百万円	222,904百万円
H 1 9	506,934百万円	75,667百万円	361,503百万円	117,048百万円	244,455百万円
H 2 0	517,662百万円	77,854百万円	371,950百万円	120,431百万円	251,519百万円
H 2 1	530,213百万円	79,578百万円	380,187百万円	123,098百万円	257,089百万円
H 2 2	544,681百万円	81,877百万円	391,170百万円	126,654百万円	264,516百万円
H 2 3	555,596百万円	82,904百万円	396,077百万円	128,243百万円	267,834百万円
H 2 4	552,029百万円	82,249百万円	392,947百万円	127,229百万円	265,718百万円
H 2 5	556,195百万円	82,512百万円	394,204百万円	127,636百万円	266,568百万円
H 2 6	557,596百万円	82,398百万円	393,660百万円	127,460百万円	266,200百万円
H 2 7	563,634百万円	83,105百万円	397,039百万円	128,554百万円	268,485百万円
H 2 8	559,797百万円	82,257百万円	392,984百万円	127,241百万円	265,743百万円
H 2 9	560,654百万円	82,314百万円	393,259百万円	127,330百万円	265,929百万円
H 3 0	566,988百万円	83,100百万円	397,011百万円	128,545百万円	268,466百万円
H 3 1	578,956百万円	84,996百万円	406,072百万円	131,479百万円	274,593百万円
H 3 2	587,725百万円	86,201百万円	411,827百万円	133,342百万円	278,485百万円
H 3 3	587,397百万円	86,354百万円	412,558百万円	133,579百万円	278,979百万円
H 3 4	589,266百万円	86,511百万円	413,309百万円	133,822百万円	279,487百万円
H 3 5	591,184百万円	86,702百万円	414,222百万円	134,118百万円	280,104百万円
H 3 6	588,573百万円	86,168百万円	411,672百万円	133,292百万円	278,380百万円
H 3 7	586,160百万円	85,665百万円	409,267百万円	132,513百万円	276,754百万円
H 3 8	583,994百万円	85,271百万円	407,383百万円	131,903百万円	275,480百万円
H 3 9	585,569百万円	85,432百万円	408,154百万円	132,153百万円	276,001百万円
H 4 0	582,507百万円	84,866百万円	405,451百万円	131,278百万円	274,173百万円
H 4 1	583,349百万円	84,881百万円	405,523百万円	131,301百万円	274,222百万円
H 4 2	583,126百万円	84,736百万円	404,830百万円	131,077百万円	273,753百万円
H 4 3	583,704百万円	84,789百万円	405,082百万円	131,158百万円	273,924百万円
H 4 4	579,659百万円	84,045百万円	401,529百万円	130,008百万円	271,521百万円
H 4 5	577,646百万円	83,766百万円	400,196百万円	129,576百万円	270,620百万円
H 4 6	574,917百万円	83,276百万円	397,853百万円	128,818百万円	269,035百万円
H 4 7	574,226百万円	83,119百万円	397,104百万円	128,575百万円	268,529百万円
H 4 8	570,487百万円	82,483百万円	394,064百万円	127,591百万円	266,473百万円
H 4 9	566,452百万円	81,796百万円	390,782百万円	126,528百万円	264,254百万円
H 5 0	560,947百万円	80,921百万円	386,603百万円	125,175百万円	261,428百万円
H 5 1	559,374百万円	80,646百万円	385,291百万円	124,750百万円	260,541百万円
H 5 2	553,639百万円	79,727百万円	380,896百万円	123,327百万円	257,569百万円
H 5 3	553,120百万円	79,639百万円	380,477百万円	123,192百万円	257,285百万円
H 5 4	551,695百万円	79,401百万円	379,339百万円	122,823百万円	256,516百万円
H 5 5	552,296百万円	79,483百万円	379,732百万円	122,950百万円	256,782百万円
H 5 6	548,847百万円	78,971百万円	377,285百万円	122,158百万円	255,127百万円
H 5 7	545,650百万円	78,456百万円	374,826百万円	121,362百万円	253,464百万円
H 5 8	543,684百万円	78,147百万円	373,350百万円	120,884百万円	252,466百万円
H 5 9	544,439百万円	78,267百万円	373,924百万円	121,070百万円	252,854百万円
H 6 0	541,724百万円	77,845百万円	371,908百万円	120,417百万円	251,491百万円
H 6 1	539,385百万円	77,478百万円	370,151百万円	119,848百万円	250,303百万円
H 6 2	155,391百万円	19,177百万円	91,620百万円	29,665百万円	61,955百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の貸付料を算出している。この場合、平成33年度以降貸付料が発生すると仮定している。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	643,757百万円
H 1 9	652,624百万円
H 2 0	661,336百万円
H 2 1	676,449百万円
H 2 2	697,617百万円
H 2 3	710,101百万円
H 2 4	706,634百万円
H 2 5	712,815百万円
H 2 6	717,484百万円
H 2 7	725,559百万円
H 2 8	722,215百万円
H 2 9	723,448百万円
H 3 0	729,691百万円
H 3 1	742,669百万円
H 3 2	751,452百万円
H 3 3	752,564百万円
H 3 4	754,246百万円
H 3 5	755,796百万円
H 3 6	753,217百万円
H 3 7	752,702百万円
H 3 8	752,187百万円
H 3 9	753,732百万円
H 4 0	751,158百万円
H 4 1	750,643百万円
H 4 2	750,128百万円
H 4 3	749,397百万円
H 4 4	744,572百万円
H 4 5	741,794百万円
H 4 6	739,016百万円
H 4 7	738,255百万円
H 4 8	733,460百万円
H 4 9	730,682百万円
H 5 0	727,904百万円
H 5 1	727,112百万円
H 5 2	722,348百万円
H 5 3	719,799百万円
H 5 4	717,248百万円
H 5 5	716,655百万円
H 5 6	712,147百万円
H 5 7	709,598百万円
H 5 8	707,047百万円
H 5 9	706,426百万円
H 6 0	701,946百万円
H 6 1	699,395百万円
H 6 2	262,523百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の料金収入を算出している。この場合、平成33年度以降料金収入が発生すると仮定している。

別紙 7

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間		
	普通区間	大都市近郊区間	関門特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから吉備インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	
	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 吉備インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から

適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道11号(高松東道路)(以下「高松東道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L 'n R 'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとす。

L : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとす。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとす。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)から二)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合

算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 複数経路の場合の料金算定の特例

A インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)及びハ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路、高松東道路又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金の額を算出するに当たっては、ロ)からホ)に定める方法により算出した額と、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合(以下「連続走行」という。)における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ)からホ)に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路名	区間	距離
京滋バイパス	瀬田東インターチェンジ から 久御山ジャンクションまで	20.8 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	久御山ジャンクションから 久御山淀インターチェンジ まで	3.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
第二京阪道路	久御山ジャンクションから 八幡ジャンクションまで	7.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
広島岩国道路	廿日市ジャンクションから 大竹西ジャンクションまで	13.7 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
椎田道路	豊津インターチェンジ から 椎田南インターチェンジ まで	8.9 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
宇佐別府道路	宇佐インターチェンジ から 速見インターチェンジ まで	22.4 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
隼人道路	加治木インターチェンジ から 隼人東インターチェンジ まで	6.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
高松東道路	津田東インターチェンジ から 終点(香川県木田郡三木町)まで	15.6 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道28号	神戸西インターチェンジ から 鳴門インターチェンジ まで	89.0 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道30号	早島インターチェンジ から 坂出インターチェンジ まで	37.3 ｷﾛﾒｰﾄﾙ

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速国道の料金の額は、ロ)からホ)及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南中村線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南中村線及び四国横断自動車道内海大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の場合を除く。

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)及びハ)

に定める方法により算出された額に周回走行回数に乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)及びチ)により算出した料金の額

CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)によ

						南郷	200	300
					笠取			
				宇治東	200		450	550
			宇治西		300		550	650
		巨椋	100		350		600	700
	久御山 ジャカヨ		150		400		650	800
	久御山							
久御山淀	100	100		250		550	800	900

八 中型車

								瀬田東
							石山	
						南郷	200	350
					笠取			
				宇治東	250		550	650
			宇治西		350		650	800
		巨椋	100		400		750	850
	久御山 ジャカヨ		150		500		800	950
	久御山							
久御山淀	100	150		300		650	950	1,100

二 大型車

								瀬田東
							石山	
						南郷	300	500
					笠取			
				宇治東	300		750	950
			宇治西		450		900	1,050
		巨椋	150		600		1,000	1,200
	久御山 ジャカヨ		250		700		1,100	1,300
	久御山							
久御山淀	150	200		450		900	1,300	1,500

ホ 特大車

								瀬田東
							石山	
						南郷	500	800
					笠取			
				宇治東	550		1,250	1,550
			宇治西		750		1,450	1,800
		巨椋	200		950		1,650	2,000
	久御山 ジャカヨ		400		1,150		1,850	2,150
	久御山							
久御山淀	250	300		700		1,450	2,150	2,500

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

第二京阪道路における各区間及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

A区間

イ 軽自動車等

				起点
			巨椋池	-
		久御山	150	200
		久御山南	-	-
八幡東	150	200	200	250

京田辺松井	-	200	250	300	350
-------	---	-----	-----	-----	-----

□ 普通車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	200	250	300
京田辺松井	-	250	300	350	400

八 中型車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	250	300	350
京田辺松井	-	300	400	450	500

二 大型車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	150	250
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	300	400	500
京田辺松井	-	350	550	600	700

ホ 特大車

				巨椋池	起点
					-
			久御山	200	350
		久御山南	-	-	-
	八幡東	200	500	650	800
京田辺松井	-	600	900	1000	1150

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	500	700	1200

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	550	750	1250

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、京都市伏見区向島大黒(起点)から京田辺市松井までの区間をいい、起点と各インターチェンジ相互間の料金の額については、起点の供用開始の日から適用する。

B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間をいい、B区間の自動車の車種毎の通行1回当たりの料金の額については、全線供用開始の日の前日までの間、軽自動車等200円、普通車200円、中型車250円、大型車300円、特大車400円とする。

C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいい、当該区間の料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道2号(第二神明道路)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区間名	普通車	大型車	特大車
東側区間	200	300	700
西側区間	100	150	360

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水に至るまでの区間をいう。

広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	100
		大野	350	350
		大竹	700	700
大竹西	50	400	750	750

ロ 大型車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	150
		大野	500	500
		大竹	1,000	1,000
大竹西	100	600	1,100	1,100

ハ 特大車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	350
		大野	1,200	1,200
		大竹	2,400	2,400
大竹西	200	1,400	2,600	2,600

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		日奈久	
		八代南	150
八代ジャンクション	200	300	

ロ 普通車

		日奈久	
		八代南	200
八代ジャンクション	200	400	

ハ 中型車

		日奈久
	八代南	250
八代ジャンクション	250	500

二 大型車

		日奈久
	八代南	300
八代ジャンクション	350	650

ホ 特大車

		日奈久
	八代南	500
八代ジャンクション	600	1,100

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				鹿児島西
			松元	150
		伊集院	100	250
	美山	250	350	500
市来	-	250	350	500

ロ 普通車

				鹿児島西
			松元	150
		伊集院	150	300
	美山	300	450	600
市来	-	300	450	600

ハ 中型車

				鹿児島西
			松元	200
		伊集院	150	350
	美山	400	550	750
市来	-	400	550	750

ニ 大型車

				鹿児島西
			松元	250
		伊集院	250	500
	美山	500	750	1,000
市来	-	500	750	1,000

ホ 特大車

				鹿児島西
			松元	450
		伊集院	400	850
	美山	850	1,250	1,700
市来	-	850	1,250	1,700

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 美山インターチェンジとは、鹿児島県日置市東市来町美山に設置されるインターチェンジをいい、美山インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道9号(安来道路)(以下「安来道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		米子西
	安来	200
東出雲	350	500

ロ 普通車

		米子西
	安来	200
東出雲	450	650

ハ 中型車

		米子西
	安来	300
東出雲	500	800

ニ 大型車

		米子西
	安来	350
東出雲	700	1,050

ホ 特大車

		米子西
	安来	600
東出雲	1,200	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	150	250
江津	150	300	400

ロ 普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	200	300
江津	200	400	500

ハ 中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	150
	江津西	250	400

江 津	2 0 0	4 5 0	6 0 0
-----	-------	-------	-------

二 大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	2 0 0
	江津西	3 5 0	5 5 0
江 津	3 0 0	6 5 0	8 5 0

ホ 特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	3 5 0
	江津西	5 5 0	9 0 0
江 津	5 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

椎田道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	普通車	大型車	特大車
料金の額	4 0 0	6 0 0	1, 4 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 高速国道東九州自動車道と接続された後の通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

イ 普通車

			椎田南
		椎田	1 0 0
	築城	2 0 0	3 0 0
豊津	1 0 0	3 0 0	4 0 0

ロ 大型車

			椎田南
		椎田	1 5 0
	築城	3 0 0	4 5 0
豊津	1 5 0	4 5 0	6 0 0

ハ 特大車

			椎田南
		椎田	3 5 0
	築城	7 0 0	1, 0 5 0
豊津	3 5 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				速 見
			大分農業文化公園	1 5 0
		安 心 院	1 5 0	3 0 0
	院 内	1 5 0	3 0 0	4 5 0
宇 佐		2 5 0	4 0 0	5 5 0

ロ 普通車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	200	200
	院内	150	350	400
宇佐		300	500	550
				700

ハ 中型車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	250	250
	院内	200	450	500
宇佐		350	600	650
				850

ニ 大型車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	350	350
	院内	250	600	650
宇佐		500	850	900
				1,150

ホ 特大車

			大分農業文化公園	速見
		安心院	550	550
	院内	450	1,000	1,100
宇佐		850	1,400	1,550
				1,950

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(日出バイパス)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	250	300	350	500	850

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(延岡南道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
料金の額	250	400	900

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		隼人東
	隼人西	100
加治木	100	200

ロ 普通車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ハ 中型車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ニ 大型車

		隼人東
	隼人西	200
加治木	200	400

ホ 特大車

		隼人東
	隼人西	350
加治木	350	700

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	200
	津田寒川	100	250	300
津田東	150	250	400	450

ロ 普通車

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	250
	津田寒川	150	300	350
津田東	200	300	450	550

ハ 中型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	200	300
	津田寒川	150	350	450
津田東	200	350	550	650

ニ 大型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	250	400
	津田寒川	200	450	600
津田東	300	500	750	900

ホ 特大車

				終 点
			さぬき三木	
		志 度	4 5 0	7 0 0
	津田寒川	3 5 0	8 0 0	1, 0 0 0
津田東	5 0 0	8 5 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	150	150	250
		田辺西	150	300	300	400
	田辺北	150	300	450	450	550
城 陽	100	150	300	450	450	550

ロ 普通車

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

ハ 中型車

						木 津
					山田川	100
				精華学研	100	200
			精華下狛	200	200	300
		田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	600	700
城 陽	100	200	400	600	600	700

ニ 大型車

						木 津
					山田川	150
				精華学研	150	300
			精華下狛	300	300	450
		田辺西	300	600	600	750
	田辺北	300	600	900	900	1050
城 陽	150	300	600	900	900	1050

ホ 特大車

						木 津
					山田川	300

				精華学研	300	600
			精華下狛	550	550	850
		田辺西	550	1100	1100	1400
	田辺北	550	1100	1650	1650	1950
城陽	300	550	1100	1650	1650	1950

城陽～田辺北

原動機付自転車
軽 車 両
自 転 車
10

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」、「原動付自転車」、「軽車両」及び「自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区間		車種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
全線			250	410	620	1,450
一部線	A区間		150	260	410	940
	B区間		100	150	210	510

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までを、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までをいう。

湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					吉備
				吉備南	
			湯浅	50	100
		広川		150	150
		広川南	150	250	300
	川辺		250	350	400
御坊			350	500	500

ロ 普通車

				吉備
			吉備南	
		湯浅	100	150
	広川		150	200

		広川南	150		300	350
	川 辺		300		450	500
御 坊			450		600	650

八 中型車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	100	150
			広 川		200	250
		広川南	200		400	450
	川 辺		350		550	600
御 坊			550		750	800

二 大型車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	150	200
			広 川		300	350
		広川南	250		550	600
	川 辺		450		750	800
御 坊			700		1,000	1,050

ホ 特大車

					吉 備	
					吉備南	
				湯 浅	250	350
			広 川		500	600
		広川南	400		900	1,000
	川 辺		800		1,250	1,350
御 坊			1,200		1,700	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道196号(今治小松道路)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	200	300	300

ロ 普通車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	300	350	400

ハ 中型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	150
今治湯ノ浦	350	450	500

二 大型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	150	200
今治湯ノ浦	450	600	650

ホ 特大車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	250	350
今治湯ノ浦	750	1,000	1,100

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

一般国道478号(京都縦貫自動車道)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

										丹波		
										園部	200	
									八木西	-	-	
								八木中	200	400	400	
							八木東	-	-	-	-	
						千代川	200	-	200	400	400	
				大井	150	350	-	350	550	550		
			亀岡	150	150	350	-	350	550	550		
		篠	200	200	200	400	-	400	600	600		
		沓掛	200	400	400	400	600	-	600	800	800	
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長岡京	200	-	450	650	650	650	850	-	850	1050	1050
大山崎	100	250	-	500	700	700	700	900	-	900	1100	1100

ロ 普通車

										丹波		
										園部	250	
									八木西	-	-	
								八木中	250	500	500	
							八木東	-	-	-	-	
						千代川	250	-	250	500	500	
				大井	200	450	-	450	700	700		
			亀岡	200	200	450	-	450	700	700		
		篠	250	250	250	500	-	500	750	750		
		沓掛	250	500	500	500	750	-	750	1000	1000	
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長岡京	250	-	550	800	800	800	1050	-	1050	1300	1300
大山崎	100	300	-	600	850	850	850	1100	-	1100	1350	1350

ハ 中型車

			丹波
		園部	300
		八木西	-
	八木中	300	600

								八木東	-	-	-	-
							千代川	300	-	300	600	600
						大井	250	550	-	550	850	850
					龜岡	250	250	550	-	550	850	850
			篠	300	300	300	300	600	-	600	900	900
		沓掛	300	600	600	600	600	900	-	900	1200	1200
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	300	-	650	950	950	950	1250	-	1250	1550	1550
大山崎	100	350	-	700	1000	1000	1000	1300	-	1300	1600	1600

二 大型車

												丹波
											園部	400
										八木西	-	-
									八木中	400	800	800
								八木東	-	-	-	-
							千代川	400	-	400	800	800
						大井	350	750	-	750	1150	1150
					龜岡	350	350	750	-	750	1150	1150
			篠	400	400	400	400	800	-	800	1200	1200
		沓掛	400	800	800	800	800	1200	-	1200	1600	1600
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	400	-	900	1300	1300	1300	1700	-	1700	2100	2100
大山崎	150	500	-	1000	1400	1400	1400	1800	-	1800	2200	2200

ホ 特大車

												丹波
											園部	700
										八木西	-	-
									八木中	700	1400	1400
								八木東	-	-	-	-
							千代川	700	-	700	1400	1400
						大井	550	1250	-	1250	1950	1950
					龜岡	550	550	1250	-	1250	1950	1950
			篠	700	700	700	700	1400	-	1400	2100	2100
		沓掛	700	1400	1400	1400	1400	2100	-	2100	2800	2800
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	650	-	1550	2250	2250	2250	2950	-	2950	3650	3650
大山崎	300	800	-	1650	2350	2350	2350	3050	-	3050	3750	3750

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注3) 大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。

⑳一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間		車 種	普 通 車	大 型 車	特 大 車
全線			810	1,250	2,920
一 部 線	A 区 間		410	630	1,460
	B 区 間		200	310	730

	C 区 間	2 0 0	3 1 0	7 3 0
--	-------	-------	-------	-------

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、武雄市東川登町大字袴野から長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷までをいい、B区間とは、同県同郡同町折敷瀬郷から佐世保市木原町までをいい、C区間とは、同市木原町から同市大塔町までをいう。

②一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成17年10月1日。以下「利用規程」という。)第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(24)から(45)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードという(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。))が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

E T C前納割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により長崎バイパスを通行する全自動車

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

八 適用する期間

平成18年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、第二京阪道路の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金又は湯浅御坊道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、第二京阪道路の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額及び湯浅御坊道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

（イ）第二京阪道路、安来道路及び江津道路については西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

（ロ）広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路及び湯浅御坊道路については、平成18年4月1日（安来道路及び江津道路については（イ）に定める日）から平成23年3月31日まで割引を適用する。

なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

通勤割引

イ 割引をする自動車

（1）イ（イ）に定める対距離制を適用する区間、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、長崎バイパス又は湯浅御坊道路のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路の路線区間のキロ程を合算するものとする。）の通行（別添2に定める区間のみの通行を除く）を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

この場合、上記の自動車が通勤割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ただし、下記の場合は、この限りでない。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に（1）ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路、中国横断自動車道尾道

松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路若しくは中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジ、安来道路及び中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジを連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合。

九州横断自動車道長崎大分線の長崎多良見インターチェンジと長崎バイパスを連続して通行する場合

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金又は湯浅御坊道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と広島岩国道路、江津道路、高松東道路又は湯浅御坊道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額及び湯浅御坊道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

長崎バイパスについて、上記にかかわらず、割引後の料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間	車 種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
全 線		170	280	430	1000
A区間		100	180	280	650

なお、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : (1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ その他

(イ)安来道路、江津道路及び長崎バイパスについては西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

(ロ)広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については、平成18年4月1日(安来道路、江津道路及び長崎バイパスについては(イ)に定める日)から平成23年3月31日まで割引を適用する。

なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、別添2に定める区間、京滋バイパス若しくは第二京阪道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。以下同じ。また、西日本高速道路株式会社が別に定める日から、近畿自動車道松原那智勝浦線の対距離制を適用する区間において、同路線の(1)ロに定める均一制を適用する区間の全部又は一部と連続して通行する場合に限り、岸和田和泉インターチェンジから一律9.1キロメートルを加算した100キロメートル以内の区間もこの区間に含めるものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、京滋バイパスの通行料金、第二京阪道路の通行料金又は(1)ロに定める均一制を適用する区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス又は第二京阪道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額及び第二京阪道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

第二京阪道路については西日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

また、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

一般国道165号及び166号(南阪奈道路)、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引(以下「ETC連続利用割引」という。)

イ 割引をする自動車

一般国道165号及び166号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して利用する自動車のうち、ETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ただし、太子料金所、太子本線料金所、羽曳野東料金所又は大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路美原東料金所において無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、当該料金所において無線通信により通行したものとみなす。)

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

□ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受

けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添1-1、別添1-2、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又はETC連続利用割引に限るものとし、ETC連続利用割引については障害者割引を適用する前の料金に対して割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引については障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、ETC連続利用割引及び乗合型自動車(定期路線)割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

□ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1)イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ハ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとのけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びブルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ						
大口	×	大口					
前納	×	×	前納				
深夜				深夜			
通勤				×	通勤		
早朝				×	×	早朝	
三線							三線
路バス	×		×				路バス

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「三線」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、E T C連続利用割引及び乗合型自動車(定期路線)割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引
2	深夜割引、早朝夜間割引又は通勤割引
3	乗合型自動車(定期路線)割引
4	E T C前納割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引